

日本学生支援機構奨学生 「在学届」の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した者で、進学・留年等により引き続き平成23年度も在学し、奨学金の返還猶予を希望する者は、下記のとおり「在学届」を提出してください。本学入学前に奨学金の貸与を受けていた学生も「在学届」の提出が必要です。

なお、修業年限を越えて在学する場合は毎年提出する必要があります。

記

提出期限：平成23年4月22日（金）

提出先：学生支援課（本館1階）

提出書類：「在学届」

※『返還のてびき』綴込みの用紙（A4のもの）をコピーして使用してください。学生支援課事務室にも書式があります。

平成23年 月

学生支援課